

**札幌保健医療大学公的研究費等の不正に係る調査の手続き等取扱規程**

(目 的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学公的研究費等取扱規程（以下「取扱規程」という。）第12条の規定に基づき、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）が管理する公的研究費等において、研究費の不正な使用（不正が疑われる場合を含む）又は研究活動に関する不正（不正が疑われる場合を含む）の調査、手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において不正とは、次のことをいう。

- (1) 故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用
- (2) 公的研究費等の交付の内容及びこれに付した条件に違反した使用
- (3) 研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、利益相反等）をいう。ただし、意図しない誤謬や実証困難な仮説、過誤など故意に基づかない行為、科学的見解の相違、研究分野における一般慣行によった行為、単なるデータの記載ミスや錯誤による取り違えなどはこれに該当しない。

(不正使用に対する告発・通報等及び秘密保持)

第3条 公的研究費等の不正の疑いを発見した者は、実名をもって、書面、電話、FAX、電子メール、又は面談により不正が疑われる研究者等（以下「研究者等」という。）の不正を告発・通報等（以下「告発等」という。）することができる。

- 2 取扱規程第11条に規定する窓口受付者は、告発等を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するとともに、告発等を受理した旨を、告発者に連絡するものとする。
- 3 窓口受付者は、告発者が関係者以外の者に特定されないように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者、不正調査委員会の委員及び窓口受付者の告発等を知る立場にある者は、告発等の内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないように秘密保持を徹底するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本学内外から不正の告発等を受け付けてから30日以内に告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費等の配分機関（以下「配分機関」という。）に報告するものとする。

ただし、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いとする。

(不正調査委員会の設置)

第4条 最高管理責任者は、監査又は通報等により不正が疑われることが判明したときは、速やかに不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実関係を調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者並びにその関与の程度、不正使用の相当額等）しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 研究倫理教育責任者
- (4) 学長が指名する教職 若干名
- (5) 学長が委嘱する学外識者 若干名

ただし、学外識者の委員は、本学並びに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

- 3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 統括管理責任者は、調査委員会が設置されたときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び研究者等に疑義の内容を含めて通知し、調査への協力を求めるものとする。

(調査の実施及び報告)

第5条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決裁書、証憑の収集、分析
- (3) 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 本学及び配分機関の定める取扱規程等との整合性の調査
- (5) 研究活動については、告発された研究に係る論文（執筆過程や編集者とのやりとりの過程を含む。）

及び生データ（実験等から直接得られ、加工されていない一次データ等）、実験・観察ノート、実験資料・試薬等の各種資料の精査や、関係者からの事情聴取、再実験の要請

- (6) その他必要となる事項の調査

- 2 最高管理責任者は、調査することを決定したときは、当該事案に係る配分機関に調査を行う旨を報告、協議するものとする。

(調査の協力及び調査中における研究費の一時的執行停止等)

第6条 告発者、研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

- 2 告発者、研究者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。
- 3 本学は、必要に応じて調査対象者に対し、調査対象である公的研究費等の使用停止を命ずることができるものとする。

(調査結果の報告と措置)

第7条 調査委員会は、調査委員会設置後、概ね90日以内に調査を完了し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、報告書を作成のうえ、関連資料を添えて最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 調査の過程において不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するものとし、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 5 最高管理責任者は、不正の事実があると認定された場合は学校法人吉田学園理事長（以下「理事長」という。）に報告する。
- 6 前項に該当する場合は、学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則及び学校法人吉田学園就業規則（以下「就業規則」という。）に基づく懲戒処分の対象とする。

(調査結果の公表)

第8条 公的研究費等の不正使用又は研究活動における不正行為の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公表する。

- (1) 不正使用又は研究活動における不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正使用又は研究活動における不正行為の概要

- (3) 不正使用又は研究活動における不正行為に対して、本大学が講じた措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の氏名・所属及び調査方法の概要
  - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 前項に係らず、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認められる場合は、一部の事項を非公表とすることができる。
- 3 悪意に基づく告発の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は、前2項に準じて公表することができる。
- (不服申立て)

第9条 研究者等は、調査報告に関して不服がある場合には、その通知を受けた日を含め14日以内に最高管理責任者に対して、不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
  - 3 調査委員会は、不服申立ての内容及び理由などを勘案し、速やかに当該事案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
  - 4 最高管理責任者は、その調査結果を研究者等に通知しなければならない。
- (研究者等の名誉回復)

第10条 最高管理責任者は、不正があったと認められなかったときは研究者等に対し、その名誉を回復するため、当該事案において不正がなかった旨を調査に関係した全ての者に通知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(悪意による通報への対応)

- 第11条 調査委員会の調査によって、当該通報が悪意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）によるものと認められたときは、最高管理責任者は理事長に報告する。
- 2 前項に該当する場合は、当該通報者に対し就業規則に基づく懲戒処分の対象、又は刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(調査委員会の事務)

第12条 調査委員会の事務は、総務課が所管する。

(準 用)

第13条 この規程に定めのない事項については文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日）」を準用する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第13条に定めた条文の適用は、平成27年4月1日からとする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。